

令和3年12月6日

許可業者各位

大阪市環境局事業部
一般廃棄物指導課長

平野工場指定搬入路の徹底について（通知）

標題について、平野工場（平野工場内の東南資源ごみ中継地を含む）への搬入に際して、往路については、三宅ランプ北交差点から西側へ府道179号線に入り、1つ目の信号を右折して北上する経路、または府道179号線を東向きに走行し、三宅ランプ北交差点の一つ西側の信号を左折して北上する経路を通行するよう通知しているところです。

今般、平野工場へ向かうごみ収集車両が、これとは異なる平野工場南側の道路を走行しているとの苦情が寄せられています。

一般廃棄物収集運搬業は公共性が非常に高く、市民の快適な生活環境の維持に資する業務であり、市民の安心・安全を守るため、定められた搬入時のルールは絶対に守らなければなりません。各許可業者においては、大阪市の一般廃棄物収集運搬業者であるとの自覚をもって、「大阪市一般廃棄物収集運搬業のしおり」の6-14に記載の通りの搬入経路を厳守するよう、改めて全従事者に周知徹底してください。

【平野工場指定搬入路図】

